

確定申告をする皆さんへ

配偶者控除・配偶者特別控除の改正

平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

① 配偶者控除

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けることができません。

また、控除額について、改正前は一律38万円とされていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じて控除されます（()内の金額は、老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、12月31日現在の年齢が70歳以上の人）の場合）。

- 900万円以下=38万円（48万円）
- 900万円超950万円以下=26万円（32万円）
- 950万円超1,000万円以下=13万円（16万円）

② 配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超123万円以下と定められており、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なります。詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサーNo.1195」をご覧ください。

公的年金等を受給されている人

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません（確定申告不要制度）。ただし、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

※所得税の還付を受けるときや、確定申告書の提出が必要となる控除（純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける際は、確定申告が必要です。

※平成27年分以後、源泉徴収の対象とならない公的年金（外国の制度に基づき国外で支払われる年金など）を受給している人にはこの制度は適用されません。

医療費控除を適用する人

平成29年分の確定申告から、医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、領収書の提出が不要となりました。

なお、税務署から記載内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示による申告もできます。

問合せ…高田税務署 ☎025-523-4171

平成30年版

「上越市の環境」を作成

「生活環境・自然環境・地球環境・環境学習」の4つの分野ごとに、市の環境保全の施策と環境の状況をまとめ、報告・公表しています。

本誌は環境保全課、各総合事務所、高田図書館、直江津図書館、市ホームページで閲覧できます。

▼問合せ…環境保全課 ☎025-526-3496

2月分の都市ガス料金

原料費調整制度による2月分の都市ガス料金（一般契約料金）は下記のとおりです。今回の調整では、平成30年9月～平成30年11月のLNG等平均原料価格（貿易統計値）が前月分算定期間の平均原料価格に比べ上昇しましたが、上越市ガス供給条例で規定する上限額を超えているため、前月検針分と同額となります。

使用量区分	1m当たりの単価（税込）
0～25m ³	124.36円
26～250m ³	122.63円
251m ³ 以上	121.76円

※基本料金は変わりません。

▶問合せ…ガス水道局総務課 ☎025-522-5518

新潟県Uターン促進奨学金返還支援事業

県では、県内にUターン転職した人の奨学金等の返還支援を行っています。詳しくは、問い合わせるか、県ホームページ「奨学金返還支援事業」で検索



関川圏域河川整備計画 住民説明会

県では、関川圏域河川整備計画を策定するに当たり、住民の皆さんから意見をお聞きします。どなたでも参加できます。

- ▼とき・ところ…○第1回 2月12日 ⑧・市民プラザ ▼第2回 2月13日 ⑧・カルチャーセンター（いずれも午後7時～8時で、内容は同じです）
- ▼問合せ…上越地域振興局計画調整課 ☎025-526-9516